

NEWS LETTER

2011年12月号 (No.160)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
<http://www.ochiaikaikai.com/>

年末調整のシーズンがやってきました！

今年も年末調整を行う時期となりました。

なぜ年末調整をするのか、今回はそこからお話していききたいと思います。

●年末調整はなぜするの？

年末調整をする理由は、以下の2点となります。



①源泉所得税の精算

毎月の給与から天引きされる所得税額は、仮の金額にすぎません。1年間の給与が確定した時点で税額が確定するので、徴収済の税額との差額を年末に精算することになります。

年末調整とはその精算手続きをいいます。

②確定申告の代わり

所得がある個人は、基本的には確定申告をしなければいけません。ただし、給与所得だけは、会社が年末調整をするため、給与をもらった人は確定申告をしなくてもよいことになっているのです。

●年末調整の対象となる人は？

「扶養控除等申告書」を提出している人で、次のような人が対象となります。

- ①1年を通じて勤務している人
- ②年の途中で就職し、年末まで勤務している人
(前職があるときは、その源泉徴収票を提出した人に限ります。)
- ③12月の給与をもらってから退職した人
(注)給与の収入金額が2,000万円を超える人や、2ヶ所以上から給与をもらっていて「扶養控除等申告書」を提出していない人は対象となりません。

●還付金額が減る主な原因は？

①給与・賞与からの源泉徴収税額の不足

税額表の見間違いや、古い税額表で計算していた場合があります。また、給与に比べて賞与の割合が多い場合にも不足する可能性があります。

②扶養親族の減少が年末に判明

奥様が働きはじめたり、お子さんが就職し独立したりした事実を、年末までに会社に報告していなかった場合があります。

③保険料等の控除証明書を紛失

生命保険・損害保険・国民年金などは、控除証明書がない場合は控除できません。(再発行には時間がかかるため、お早めにご確認下さい。)

●確定申告が必要となる人は？

- ①医療費控除を受ける人(最高200万円の控除が受けられます。)
- ②マイホーム購入による住宅ローン控除を初めて受ける人(申告には、金融機関から年末残高等証明書を取得する必要があります。)
- ③特定のバリアフリー改修工事によるローン控除を初めて受ける人(同上)
- ④給与以外の所得がある人
- ⑤給与の収入が2,000万円を超える人
- ⑥2ヶ所以上から給与をもらっている人など

●今年からの改正点

平成22年度の改正により、今年度から年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除(38万円)の廃止と、年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)の廃止が行われました。

●来年からの改正点

平成23年度改正により、平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当の内、マイカーなどで通勤の方の非課税限度額が変わりました。

これまで自動車などを使用して通勤する方の通勤手当については、以下のいずれか高い方の金額までが非課税とされていました。

①通勤距離に応じた一定の金額：

最高月額24,500円

②鉄道などの交通機関を利用したときの通常の金額(運賃相当額)：最高月額100,000円

この非課税限度額が今回の改正により、②運賃相当額までが非課税とされる措置が廃止され、非課税となるのは①の一定の金額までとなり、その金額を超える部分については給与として課税されます。
(島村 あゆみ)

※無料メルマガ「税理士が教えるとおきの税金情報」を始めました。ホームページより登録ができます。